

知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する規則

平成 17 年 3 月 28 日

知立市規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 17 年知立市条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置となる期間)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する相当の期間は、14 日間とする。

(調査)

第 3 条 市長は、条例第 8 条の規定による調査は、放置自動車調査書(様式第 1)を作成して行うものとする。

(撤去警告)

第 4 条 条例第 9 条の規定による警告書は、撤去警告書(様式第 2)により行うものとする。

(撤去勧告)

第 5 条 条例第 10 条の規定による勧告は、撤去勧告書(様式第 3)により行い、勧告の履行期限は、勧告を発した日から 14 日以内とする。

(撤去命令)

第 6 条 条例第 11 条の規定による命令は、撤去命令書(様式第 4)により行い、命令の履行期限は、命令を発した日から 14 日以内とする。

(放置自動車の移動等)

第 7 条 条例第 13 条第 1 項に規定する一定期間は、14 日間とする。ただし、公益上、緊急に放置自動車を移動する必要がある場合は、この限りでない。

2 条例第 13 条第 2 項に規定する通知は、放置自動車移動・保管通知書(様式第 5)により行うものとする。

3 条例第 13 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 放置されていた場所

- (2) 放置自動車の形態等
 - (3) 移動し、保管した日時及び保管場所
- (廃物認定の告示)

第 8 条 条例第 1 4 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 放置されていた場所
 - (2) 放置自動車の形態等
 - (3) 移動し、保管したときは、その日時及び保管場所
 - (4) 廃物として認定する日時
- (廃物認定外放置自動車の告示)

第 9 条 条例第 1 6 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 放置されていた場所
 - (2) 放置自動車の形態等
 - (3) 移動し、保管した日時及び保管場所
 - (4) 所有権が市に帰属する日時
- (告示場所及び期間)

第 1 0 条 第 7 条第 3 項、第 8 条及び前条の規定による告示は、知立市公告式条例 (昭和 4 5 年知立市条例第 2 号) 第 2 条第 2 項の規定による掲示場に 1 4 日間掲示して行うものとする。

(保管した放置自動車の売却手続)

第 1 1 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による放置自動車の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない放置自動車その他競争入札に付すことが適当でない認められる放置自動車については、随意契約により売却することができる。

(引取通知)

第 1 2 条 条例第 1 8 条の規定による通知は、放置自動車引取通知書 (様式第 6) により行うものとする。

(引取手続)

第13条 放置自動車の所有者等は、保管されている放置自動車（条例第17条第1項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）の引取りを受けようとするときは、放置自動車引取申出書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書を受理したときは、引取りを受けようとする者に氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該放置自動車を引き取るべき所有者等であることを証明させ、これを確認したうえで引取日時及び引取場所を指定し、引取引換証兼受領書（様式第8）を交付するものとする。

3 市長は、保管している放置自動車を所有者等に引き取らせるときは、前項の規定により交付した引取引換証兼受領書（様式第8）と引換えに引き取らせるものとする。

（台帳の作成）

第14条 市長は、放置自動車の処理に関する事項を記録するため、放置自動車処理記録台帳（様式第9）を作成するものとする。

（放置自動車廃物判定委員会）

第15条 知立市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員長が招集する。

5 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、建設部土木交通課において処理をする。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（委任）

第 1 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1（第3条関係）

放置自動車調査書					整理番号		
担当課等					調査担当者 (所属・氏名)		
調査年月日		年 月 日					
発見・通報日		年 月 日			内 容		
通報者	氏名						
	住所						
	電話番号	() -					
放置場所	所在地						
	所有者又は管理者						
	区分	道路 公園 市管理地 国県管理地 私有地 その他()					
放置自動車の形態等	車名				登録番号		
	車種				車台番号		
	塗装色				検査期限		
	その他						
走行に必要な主な装置等の状況					外観等の状況		
	無し	破損	腐食	不明		大破 (非常に悪い)	破損 (悪い)
エンジン					車体		
トランスミッション					塗装		
ハンドル					バンパー		
ラジエター					サイドミラー		
座席					インソール		
タイヤ					フロントガラス		
放置されている状況					リヤガラス		
汚れ・ほこり	多		少		サイドガラス		
捨てごみ	多	少	無		灯火類		
管理又は使用の形跡	有		無		室内		
施錠	有		無		メーター類		
条例適用	適否		不明		写真撮影日	年 月 日	
処理経過							
備考							

様式第2（第4条関係）

撤去警告書

この自動車の所有者等は、速やかに自動車を撤去、移動するなど適正な処理をしてください。

年 月 日までに適正な処理をしない場合は、知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき、市において移動、処分等を行う場合があります。この場合は、これらに要した費用を所有者等に請求します。

また、この自動車の所有者等について心当たりのある方は、市へご連絡ください。

年 月 日

知立市長

（連絡先）

様式第3（第5条関係）

撤去勧告書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

知立市長 印

知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条の規定により、下記の放置自動車を撤去するよう勧告します。

なお、弁明の必要がある場合は、 年 月 日までに弁明書を下記の連絡先に提出してください。

記

放置場所				
放置自動車の 形態等	車名		登録番号	
	車種		車台番号	
	塗装色		検査期限	
撤去期限	年 月 日			
連絡先				

様式第4（第6条関係）

撤去命令書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

知立市長 印

知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第11条の規定により、下記の放置自動車を撤去するよう命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同条例第22条の規定により、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

放置場所				
放置自動車の 形態等	車名		登録番号	
	車種		車台番号	
	塗装色		検査期限	
撤去期限	年 月 日			
連絡先				

- 備考 1 この命令書の内容に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（被告を代表する者は市長）提起しなければなりません（なお、命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第5（第7条関係）

放置自動車移動・保管通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

知立市長 印

知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第13条第2項の規定により、下記の放置自動車を移動し、保管しましたので通知します。なお、至急引取手続をしてください。

記

放置場所				
放置自動車の 形態等	車名		登録番号	
	車種		車台番号	
	塗装色		検査期限	
移動・保管日時	年 月 日 時			
保管場所				
引取方法	本通知書と印鑑を持参し、所定の手続をしてください。なお、移動及び保管に要した費用については、後日請求します。			
連絡先				

様式第 6 (第 1 2 条関係)

放置自動車引取通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

知立市長 印

知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 1 8 条の規定によ
り、保管している下記の放置自動車を引き取るよう通知します。

記

引 取 期 限	年 月 日まで		
放 置 場 所			
放置自動車の 形 態 等	車 名		登 録 番 号
	車 種		車 台 番 号
	塗 装 色		検 査 期 限
移 動 ・ 保 管 日 時			
保 管 場 所			
引 取 方 法	引取期限までに連絡先に、本通知書と印鑑を持参し、所定の手続をしてください。 なお、移動及び保管に要した費用については、後日請求します。		
連 絡 先			

様式第7（第13条関係）

放置自動車引取申出書

年 月 日

知立市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の放置自動車の引取りを申し出ます。

記

放置自動車の 形 態 等	車 名		登 録 番 号	
	車 種		車 台 番 号	
	塗 装 色		検 査 期 限	
放 置 した 日	年 月 日			
放 置 した 場 所				
放 置 した 理 由				

処理欄（記入しないでください。）

引取整理番号		担 当 者	
引 取 区 分	引取通知による 申出による		
引 取 者 の 確 認 方 法	運転免許証 身分証明書 学生証 その他（ ）		
引取指定日時	年 月 日 午前・午後 時 分	引 取 場 所	
備 考			

様式第 8 (第 1 3 条関係)

引取引換証兼受領書

年 月 日

知立市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり放置自動車（売却代金）の引取りを受けました。

記

放置自動車の 形 態 等	車 名		登 録 番 号	
	車 種		車 台 番 号	
	塗 装 色		検 査 期 限	
引 取 り を 受 け た 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	引 取 り を 受 け た 場 所		
売 却 代 金				円

引取指定日時等

引取整理番号		担 当 者	
引取指定日時	年 月 日 午前・午後 時 分	引 取 場 所	

様式第9（第14条関係）

（表）

放置自動車処理記録台帳		整理番号		
担当課等				
放置場所	所在地			
	所有者又は管理者			
	区分	道路 公園 市管理地 国県管理地 私有地 その他()		
放置自動車の形態等	車名	登録番号		
	車種	車台番号		
	塗装色	検査期限		
	その他			
警察通報・協議	通報・協議日	年 月 日	回答日 年 月 日	
撤去警告書の貼付	年 月 日			
所有者等照会	照会日	年 月 日	回答日 年 月 日	
	照会先			
	内容等			
所有者等が不明の場合	廃物判定	判定委員会付議	有(年 月 日) 無	
		決定結果	廃物 廃物外	
	廃物認定	有(年 月 日) 無		
	廃物告示	年 月 日 告示第 号		
	処分等	処分日	年 月 日	
		処分内容		
	引取告示	年 月 日 告示第 号		
	所有者等が判明	年 月 日	引取通知	年 月 日
所有者等が判明の場合	所有者等	氏名		
		住所		
		電話番号		
	撤去勧告	年 月 日	撤去命令	年 月 日
処理				
交渉経過				

(裏)

放置自動車の移動及び保管時の状況							
移動日時	年 月 日			午前・午後 時 分			
立会人職氏名							
走行に必要な主な装置等の状況				外観等の状況			
	無し	破損	腐食	不明		大破 (非常に悪い)	破損 (悪い)
エンジン					車体		
トランスミッション					塗装		
ハンドル					バンパー		
ラジエター					サイドミラー		
座席					インソール		
タイヤ					フロントガラス		
放置されている状況					リヤガラス		
汚れ・ほこり	多		少		サイドガラス		
捨てごみ	多		少		灯火類		
管理又は使用の形跡	有		無		室内		
施錠	有		無		メーター類		
写真撮影							
保管場所番号							番
備考							